

令和6年度 山形県森林サービス産業 創出事業のご案内



山形県は、森林資源のひとつである森林空間と健康、観光、教育等の多様な分野が繋がることにより創出される「森林サービス産業」の創出に向けて、事業者が取り組む県内森林空間での体験型モデルツアーやイベントの実施を支援します。

募集期間

令和6年3月4日(月)～令和6年5月10日(金)

公募する事業	山形県内の森林空間を活用して新たに企画して実施する体験型モデルツアー又はイベント ※ 既存のツアー及びイベントは対象外となります。
応募者の要件	本事業に応募できる事業者は、 企業等の法人又は団体 ①事業を完遂する見込みがあり、将来とも継続的な活動が見込まれること ②団体にあつては、団体の意思を決定する体制が明らかであり、かつ、会計経理が明確であること ③宗教活動や政治活動を目的としていないこと ④山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
補助対象経費	事業の目的達成に必要な次の経費 ・謝金（モデルツアー等実施当日の講師・ガイド等の謝金） ・旅費（打合せやモデルツアー等のPR関係旅費、講師ガイドの旅費） ・需用費（消耗品、当事業実施に最小限必要な5万円以下の資材及び機材の購入費、パンフレット・チラシ等の印刷経費） ・役務費（モデルツアー等の広告宣伝費、モデルツアー等実施に係る参加者等の傷害保険料、郵便料、電話料、物品運送料） ・使用料・賃借料（器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用経費）
補助金の額	補助対象経費の1/2に相当する額又は 30万円 のいずれか低い額以内 ※ 総事業費から自己収入額（参加者負担金等）を控除した額を超えることはできません。
応募に必要な書類	・事業計画書等の提出文書（公募要領の様式第3号） ・事業計画書（公募要領の様式第1号） ・収支予算書（公募要領の様式第2号） ・法人団体の概要が分かる書類（定款、規約、会則、パンフレット等） ・法人団体の構成員名簿

※ 応募の際は、公募要領及びQ&Aをご確認ください ⇒



令和6年度 山形県森林サービス産業創出事業の手続きフロー

事業計画書提出 (5月10日まで)	事業者は、事業計画書等を作成し、県に提出します。
審査会の開催 (5月下旬予定)	審査会において、事業者は提出した事業計画書によりプレゼンテーションを行います。審査会による審査結果を踏まえ、採択の可否を決定し郵送で通知します。
交付申請	事業の採択・補助金内示の通知を受けてから、速やかに県に交付申請を行います。
交付決定通知	県は、申請者からの交付申請の内容に基づき、交付決定を行います。なお、事業着手は交付決定後となります（交付決定前に事業着手はできません）。
事業の実施	交付決定を受けた事業者は、事業を実施します。 (※) 県アドバイザー等から助言等支援を行います。 (※) 事業者は、事業実施状況（R6.9末現在）の報告を10月15日まで県に提出します。
実績報告提出 (事業完了後)	事業者は、事業完了日の30日後の日又は令和7年1月15日（水）の早い日まで、実績報告書を県に提出します。
確認検査	実績報告書の提出後、県は、事業実績、経理状況等について、関係書類等进行检查します。
補助金額の確定 補助金の交付	県は、確認検査後、補助金額の確定を行い、事業者に補助金を交付します。（原則精算払いとなります。）

<お問合せ・事業計画書の提出先>

山形県農林水産部 森林ノミクス推進課 森林利用・林工連携担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（山形県庁9階） TEL:023-630-2528

(※) 公募の詳細や応募様式については、県のホームページでご覧いただけます。

山形県森林サービス産業 🔍